一般社団法人ユヌス・ジャパン

定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ユヌス・ジャパンと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的及び事業)

第3条 この法人は、社会に存在する課題をビジネスの力で解決し新たな価値を創造する ソーシャルビジネスの担い手の育成及び輩出並びにソーシャルビジネスを育む社会基盤の 創造や整備を行うことを通し、国際社会全体の変革を促し社会全体の利益の増進に寄与す ることを目的とし以下の事業を行う。

- ① 解決されていない社会課題の調査及び研究
- ② ソーシャルビジネスの担い手を育成する企画の提案、運営事業
- ③ 事業で得られた情報を企画、制作情報発信などに活用する事業
- ④ 国または地域や業界等と連動した情報交換及び課題解決の企画運営事業
- ⑤ 前各号に掲げる事業に附帯または関連する事業
- 2 前項の事業については本邦において行なうものとする。

(公告)

第4条 当法人の公告は官報に掲載して行う。

第2章 会 員

(会員の種類)

第5条 当法人の会員は次のとおりとし、正会員をもって一般社団及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- ① 正会員 当法人の目的に賛同し入会した個人
- ② フェロー会員 当法人を賛助するため入会した個人及び法人

(入会)

第6条 当法人の目的に賛同し入会した者を正会員とする。

- 2 正会員に入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し 込み代表理事との面接、許可を受けるものとする。
- 3 フェロー会員については、代表理事が認める個人及び法人とする。

(入会金、会費、経費等の負担)

第7条 会員は別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

① 本人が退会届けを提出したとき

- ② 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- ③ 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- ④ 継続して1年以上会費を滞納したとき
- ⑤ 除名されたとき
- ⑥ 総正会員の同意があったとき

(退会)

第9条 会員はいつでも退会することができる。ただし、退会希望日の1ヶ月以上前に書面又は電磁的方法をもって代表理事に提出するものとする。

(除名)

第10条 当法人の会員が、当法人の名誉を傷つけ、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、一般法人法第49条第2項に定める総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し保管する。

(拠出金品の不返還)

第12条 当法人は、会員がその資格を喪失しても既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

第3章 社員総会 (以下「総会」という。)

(総会の種類)

第13条 総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の議決権)

第15条 各正会員は各1個の議決権を有する。

(総会の権能)

- 第16条 総会は以下の事項について議決する。
 - ① 正会員の除名
 - ② 理事及び監事の選任又は解任
 - ③ 理事及び監事の報酬等の額
 - ④ 事業計画及び計算書等の承認
 - ⑤ 定款の変更
 - ⑥ 解散
 - (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の招集)

- 第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き代表理事が招集する。
 - 2 総会の招集通知は、会日7日前までに各正会員に対し発し、会議の日時、場所、目的及び 審議事項を記載した書面又は電磁的方法により通知しなければならない

(総会の開催)

- 第18条 通常総会は毎年1回、事業年度の終了後3ヶ月以内に開催する。
 - 2 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。
 - ① 理事会が必要と認めたとき
 - ② 正会員総数の5分の1以上から招集の請求があったとき

(総会の議長)

第19条 総会の議長は代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、総会 に出席している正会員の中から議長を選出する。

(総会の定足数)

第20条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会できない。

(総会の議決)

- 第21条 総会における議決事項は第17条第2項の規定により予め通知した事項とする。
 - 2 総会の議事は法令に別段の定めのある場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決するが、可否同数のときは、代表理事の決するところによる。
 - 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について議決権を行使することができない。

(総会における書面表決)

第22条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合に第20条規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 議事録には議長及び出席した理事のうちからその会議においてされた議事録署名人1名が署名若しくは記名、押印せねばならない。

第4章 役 員

(員数)

第24条 当法人に次の役員を置く。

- ① 理事3名以上20名以内
- ② 監事1名以上2名以下

(選任等)

第25条 理事は総会の決議によって正会員の中から選任する。但し、必要が有るときは 正会員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 監事は総会の決議によって正会員の中から選任する。但し、必要があるときは正会員以外の者から選任することを妨げない。
- 3 監事は理事又は当法人の職員を兼ねてはならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を 超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の 1を超えて含まれる事になってはならない。

(代表理事の選定及び職務権限)

第26条 当法人は、理事のうち1人を代表理事とし、また必要であれば1名を副代表理事として選任することもできる。

2 代表理事及び副代表理事は理事会により定める。

(役員の職務)

- 第27条 代表理事はこの法人を代表し、その業務を総理する。
 - 2 副代表理事は業務執行理事であり、代表理事を補佐する。
 - 3 理事は理事会を構成しこの定款の定め及び総会または理事会の議決に基づきその職務を執行する。
 - 4 監事は次に掲げる職務を行う。
 - ① 理事の職務執行の状況を監査すること。
 - ② 当法人の財産の状況を監査すること。
 - ③ 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事会で意見を述べること。

(任期)

第28条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 通常総会の終結のときまでとする。

- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期満了までとする。
- 3 役員は辞任又は任期満了において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が 就任するまではその職務を行う権利義務を有する。
- 4 役員は、再任されることができる。尚、その回数は問われない。

(役員の解任)

第29条 役員に職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき、 又は心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、総会の議決により、そ の役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会 を与えなければならない。

(役員の報酬等)

- 第30条 役員には報酬を与えることができる。
 - 2 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会においてその取引について事実を開示しその承認を受けなければならない。

- ① 自己又は第三者の為にする当法人の事業の部類に属する取引
- ② 自己又は第三者の為にする当法人との取引
- ③ 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第32条 当法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免責することができる。

(職員)

第33条 当法人の事務を処理するため当法人に事務局長はじめその他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長及びその他の職員は理事会が任免する。
- 3 事務局長及びその他社員の報酬は理事会が決定する。

第5章 理事会

(理事会及び理事会の構成)

第34条 この法人に理事会を置き、理事会は理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第35条 理事会はこの定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- ④ 事業報告及び収支決算
- ⑤ 職員の解任、職務及び報酬
- ⑥ 入会金及び会費の額
- ⑦ 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く)
- (8) 事務局の組織及び運営
- ⑨ その他運営に関する重要事項

(理事会の開催)

第36条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- ① 代表理事が必要と認めたとき。
- ② 理事から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

- 第37条 理事会は代表理事が招集する。
 - 2 理事会の招集通知は、会日7日前までに各理事に対し発する。
 - 3 理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電 磁的方法により、開催の日の7日前までに通知しなければならない

(理事会の議長)

第38条 理事会の議長は代表理事がこれにあたる。代表理事に事故があるときは、理事会に参加している理事の中から議長を専任する。

(理事会の議決)

第39条 理事会における議決事項は、第37条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

2 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決する。

(理事会の表決権等)

- 第40条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
 - 2 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
 - 3 理事会の議決について利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第41条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から 10年間主たる事務所に備え置く。

2 議事録には議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人1

名が署名若しくは記名、押印しなければならない。

第6章 基 金

(基金の拠出)

第42条 当法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求める事ができるものとする。

(基金の募集)

第43条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第44条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金返還の手続)

第45条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について臨時総会における 決議を経た後、理事が決定したところにより行う。

第7章 資産及び会計

(剰余金)

第46条 当法人は剰余金を分配することができない。

(事業年度)

第47条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算書)

第48条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎年事業開始年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定に関わらずやむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は総会の決議に基づき、予算成立日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入収出とみなす。

(管理)

第49条 当法人の資産は代表理事が管理し、その方法は理事会を経て代表理事が別に定める。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 当法人が定款を変更しようとするとき、総会に出席した正会員の過半数であって議決権の総数の3分の2以上の議決を経て決する。

(解散)

第51条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- ① 総会の決議
- ② 目的とする事業の成功の不能

- ③ 正会員の不存在
- ④ 合併
- ⑤ 破産手続開始の決定
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 当法人が解散のときに存する残余財産の帰属については、総会の議決により当法人と類似の事業を目的とする他の一般社団法人、国、特定非営利活動法人、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(合併)

第52条 当法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の 議決を得なければならない。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第53条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の設立の日から2020年3月31日までとする。

(設立時社員)

第54条 当法人の設立時社員の住所及び氏名は次の通りである。

氏名:岡田昌治 住所:福岡県福岡市東区三苫7丁目26番8号

氏名:小口卓 住所:埼玉県川口市元郷2丁目15番1-3611号エルザタワー55

(設立時役員)

第55条 当法人の設立時理事及び監事は次のとおりである。

理事:岡田昌治

理事:小口卓

理事: 小林美穂

監事: 宮村和谷

2 当法人の設立時代表理事は次のとおりである。

代表理事:岡田昌治

住 所:福岡県福岡市東区三苫7丁目26番8号

(法令の準拠)

第56条 本定款に定めの無い事項は、すべて一般法人法及びその他法令によるものとする。

(施行細則)

第57条 本定款の施行について必要な事項は、理事の決定を経て代表理事がこれを定める。

(入会金等)

この法人の入会金及び会費は第7条の規定に関わらず以下とする。

■入会金

正会員 20,000円 フェロー会員(個人) 10,000円 フェロー会員(法人) 150,000円

■年会費

30,000円 正会員 フェロー会員(個人) 20,000円

フェロー会員(法人) 150,000円(1口)

【変更後】この変更は令和2年1月27日から施行する。

■入会金

正会員 0円 フェロー会員 (個人) 0円 フェロー会員(法人) 0円

■年会費

正会員 30,000円

フェロー会員(個人) 10,000円 (1口) フェロー会員(法人) 150,000円(1口)

以上、一般社団法人ユヌス・ジャパンの定款と相違ないものとする。

東京都中央区日本橋3-2-14日本橋KNビル4F 一般社団法人ユヌス・ジャパン 代表理事 岡田昌治

附則

令和2年1月27日 (入会金等)の変更 令和2年7月29日 第2条(主たる事務 第2条(主たる事務所)の変更登記